

広島市認知症アドバイザー及び認知症サポーター養成事業実施要領

第1 目的

広島市認知症アドバイザー及び認知症サポーター養成事業（以下「事業」という。）は、認知症に関する基本的知識及び介護経験を有する介護従事者等を認知症サポーターの養成を担う認知症アドバイザー（以下「認知症アドバイザー」という。）として養成するとともに、当該認知症アドバイザーが講師となる講座により認知症に関する正しい知識を有し認知症の人や家族のよき理解者となることのできる認知症サポーター（以下「認知症サポーター」という。）を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的とする。

第2 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 認知症アドバイザーを養成する講座（以下「認知症アドバイザー養成講座」という。）の開催
- 2 認知症サポーターを養成する講座（以下「認知症サポーター養成講座」という。）の開催

第3 実施機関等の事務

事業の実施に当たって次に掲げる機関等が行う事務は、それぞれ定めるとおりとする。

- 1 健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（以下「地域包括ケア推進課」という。）
次に掲げる事務を行う。
 - (1) 認知症アドバイザー養成講座の開催に関すること。
 - (2) 認知症アドバイザー養成講座を修了した者の認知症アドバイザー登録台帳への登録及び当該登録を受けた認知症アドバイザーの情報提供に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか事業の実施に関すること。
- 2 認知症アドバイザー
認知症サポーター養成講座の開催に関すること。
- 3 地域包括支援センター
担当地域における認知症アドバイザーによる認知症サポーター養成講座の開催に係る企画及び支援並びに認知症サポーター養成講座の開催状況の把握に関すること。
- 4 区役所厚生部健康長寿課（東区役所にあつては、東区役所厚生部地域支えあい課）（以下「健康長寿課」という。）
区内における認知症サポーター養成講座の開催状況の把握及び必要な調整に関すること。

第4 講座の開催

- 1 認知症アドバイザー養成講座は、次により開催する。
 - (1) 目的
認知症サポーター養成講座を企画し、その講師となる認知症アドバイザーを養成することを目的とする。
 - (2) 対象者
次に掲げる者のうち、原則として認知症サポーター養成講座を年間数回程度開催することのできるものを対象者とする。
 - ア 認知症介護指導者養成研修の修了者
 - イ 認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実務者研修専門課程の修了者
 - ウ 介護相談員
 - エ （社）認知症の人と家族の会会員その他認知症高齢者等の家族会の会員として活動している者
 - オ その他認知症に関する基本的な知識・介護経験等があり、認知症アドバイザーとして適切に活動

できると市長が認めた者

(3) 内容・時間

次に掲げる事項を内容とし、おおむね6時間程度の時間とする。

ア 認知症アドバイザー及び認知症サポーターの役割

イ 認知症に関する基礎知識、認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢、認知症の人や家族の支援方法等認知症サポーターに求められる基本的知識及び姿勢

ウ 認知症サポーター養成講座の企画及び運営の方法

(4) 開催方法

全国キャラバン・メイト連絡協議会と連携して開催する。

(5) 認知症アドバイザーの登録等

地域包括ケア推進課は、認知症アドバイザー養成講座を修了した者を、認知症アドバイザー登録台帳に登録するとともに、積極的活用が図られるよう地域住民等へ情報提供する。

2 認知症サポーター養成講座は、次により開催する。

(1) 目的

認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(2) 対象者

市民又は市内の事業所に勤務もしくは就学・通学するものを対象とする。ただし、介護サービス従事者や医療従事者を除く。

(3) 講座の内容・時間

次に掲げる事項を内容とし、おおむね60分から90分程度の時間とする。

ア 認知症に関する基礎知識（認知症の定義、中核・周辺症状、支援、診断、治療、予防など）

イ 認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢及び認知症の人や家族の支援方法

ウ 認知症サポーターの役割

(4) 開催方法

地域住民の要請等に基づき、認知症アドバイザー又は地域包括支援センター等が企画し、認知症アドバイザーが講師となって行う。

第5 認知症サポーター養成講座の開催計画・実施状況の報告等

1 地域包括支援センター（以下「センター」という。）及び認知症アドバイザー

センターが養成講座を開催するときは、認知症サポーター養成講座開催計画表（以下「計画表」という。）を開催予定日のおおむね2か月前（教材等の発注に要する期間）までに、認知症サポーター養成講座実施状況報告書（以下「報告書」という。）を実施後速やかに、健康長寿課へ提出する。

複数のセンターが共同で開催するときは、各センターが計画表及び報告書を提出し、報告書における参加人数はあらかじめセンター間で話し合い按分した数をそれぞれ計上して提出する。

また、認知症アドバイザーが養成講座を開催するときは、計画表を開催予定日のおおむね2か月前までに、報告書を実施後速やかに、センターへ提出する。センターが認知症アドバイザーから計画表又は報告書を受理したときは、速やかにその写しを健康長寿課へ提出する。

2 健康長寿課

センターから計画表又は報告書を受理したときは、速やかにその写しを地域包括ケア推進課へ提出する。

また、行政区内の住民・地域団体等や区職員を対象に養成講座を開催するときは、計画表を開催予定日のおおむね2か月前までに、報告書を実施後速やかに地域包括ケア推進課へ提出する。

3 地域包括ケア推進課

健康長寿課から提出のあった養成講座の実施状況を取りまとめる。

また、市内の住民・地域団体等（圏域内及び行政区内を除く。）を対象とした養成講座の場合は、団体等から計画書及び報告書の提出を受け、実施状況を取りまとめる。

第6 その他

- 1 事業は、他の高齢者施策と連携を図って実施する。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。